

## 平成26年度における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務について《お知らせ》

### 1 事務手続補助等業務の目的等

防衛省においては、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認める区域（住宅防音区域）に当該区域指定の際現に所在する住宅等（人の居住の用に供する建物等）に対し、砲撃音等の障害を防止し、又は軽減するため、住宅等の所有者の方などが行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音工事の実施に当たり、住民の方が行う各種事務手続について、平成24年度から防衛省（南関東防衛局）が住民の方をサポート（支援）するため「演習場周辺（砲撃音）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務」として一般競争入札に附し委託業者の方の決定を経て、本件の業務を業者に発注（委託）しています。

本件業務について多数の方に入札に参加していただきたくお知らせしています。

※対象施設：東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）

### 2 発注内容等

#### (1)演習場周辺（砲撃音）住宅防音工事の事務手続及び委託業務の内容

演習場周辺（砲撃音）住宅防音工事の各種事務手続は、住民の方への書類の送付や書類の内容の説明、関係者との連絡調整などの業務です。

具体的には、次のとおりです。

- (ア) 交付申込書及び関係書類の配布及び回収業務
- (イ) 現地調査業務
- (ウ) 内定通知書等持参及び交付申込書等事務手続等説明業務
- (エ) 交付申請書、着手報告書及び実績報告書作成補助業務
- (オ) 交付決定通知書及び確定通知書送付業務
- (カ) 補助金請求及び支払い関連補助業務
- (キ) 上記に係る関係者との連絡調整業務

なお、南関東防衛局のホームページに演習場周辺（砲撃音）住宅防音事業のパンフレット等を掲載していますので参考にしてください。

[http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20\\_Second\\_level/03\\_bout/03\\_peripheral/Hougeki/AboutHougeki.html](http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/Hougeki/AboutHougeki.html)

#### (2)26年度の発注予定内容

26年度の発注予定は、交付決定通知書の送付予定世帯数約90世帯分を一契約として一般競争入札を行う予定です。

また、契約の予定日によりますが、上記(1)の業務内容のうち一部の業務を委託しない場合があります。

詳しくは入札公告で御確認ください。

#### (3)26年度の発注予定時期

26年度に発注を予定している業務について、平成26年6月13日に公告しました。

入札公告については、横浜第2合同庁舎、富士防衛事務所及び吉田防衛事務所の掲示板に掲載しています。また、南関東防衛局のホームページでも御覧になれます。

[http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20\\_Second\\_level/05\\_bid\\_procurement/kensetsu/ekimu/koukoku.htm](http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/05_bid_procurement/kensetsu/ekimu/koukoku.htm)

#### (4)その他

本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札として実施する公共サービスの対象業務です。

### 3 入札参加資格(抜粋)

- (1) 個人情報 を適正に管理できることを証明できる者であること。
- (2) 平成25年12月19日以前に地方防衛局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者(個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。以下同じ。)にあっては、その日から1年以上を経過していること。
- (3) 平成25年12月20日以降に地方防衛局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者にあっては、その日から1年以上を経過しており、かつ、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査機関ISMS認証等を得ていること。
- (4) 防衛省が行う演習場周辺(砲撃音)住宅防音事業に係る工事、設計又は監理の請負者(委託業務の受託期間中に当該工事、設計又は監理の請負(下請けを含む。)を予定している者を含む。)でないこと及び当該請負者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (5) 過去に地方防衛局が発注した委託業務において、委託業務の関係者に対して、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事を行う工事業者又は設計事務所のあっせん、仲介、紹介その他これらに類する行為(委託業務の関係者から求められた場合を含む。)を行ったと認められた者にあっては、その日から1年以上を経過していること。
- (6) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第15条において準用する第10条各号(第11号を除く。)の規定に該当する者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体に参加し、入札に参加することができる。(代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は、単独で入札に参加することはできないものとする。)  
詳しくは入札公告で御確認ください。

### 4 その他

- (1) 本件業務の一般競争入札に参加される方は、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)役務の提供等の登録が必要です。  
防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の申請については、インターネットで詳細に公表されておりますので、御参照ください。  
通常申請受付期間は決まっていますが、随時申請受付も行われております。  
※参照「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

- (2) 本業務の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項」については、防衛省のホームページに掲載しておりますので参考にしてください。

[http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/pdf/25\\_01.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/pdf/25_01.pdf)

御不明な点、御質問等ありましたら、南関東防衛局 防音対策課 砲撃音防音第1係までお問い合わせください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎内

南関東防衛局 防音対策課 砲撃音防音第1係

TEL 045-211-7396

南関東防衛局ホームページ

<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>